平成２２年（フ）第２１７号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見795番地
債務者　今野　純子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
茨城県土浦市荒川沖110番地８　湯原マンション203
債務者　岩井　和宏
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７１号
千葉県茂原市萩原町２丁目８番地　山手ハイツ102号
債務者　永渕　将紹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
千葉県茂原市萩原町２丁目８番地　山手ハイツ102号
債務者　永渕　七海
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
千葉県君津市人見３丁目５番22号
債務者　河野　**隆**正
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６号
富山県下新川郡入善町入膳4648番地14
債務者　藤田　岳史
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２４４号
山梨県甲府市中小河原町289番地４―206
債務者　望月　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
山梨県笛吹市御坂町国衙425番地３
債務者　鈴木　友里
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
山梨県大月市猿橋町朝日小沢171番地１
債務者　杉本あゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山1093番地６
債務者　大崎　久美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
岐阜県各務原市新鵜沼台２丁目129番地
債務者　栗山　隆幸
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４２号
岐阜市長良福光2620番地２
債務者　中島印刷こと　中島　勝子(旧姓吉屋)
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1300番地６
債務者　宮地　和義
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５７号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目７番207号
債務者　松原　　緑
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
三重県名張市つつじが丘北３番町３番地４
債務者　福澤加寿美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４７号
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原770番地９
債務者　中田　茂美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９４９号
広島市中区西平塚町７番23―303号　サンピアシルビア
債務者　西岡　弘道
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０号
山口県下関市彦島迫町５丁目６番16号　佐伯荘102号
債務者　岡﨑久仁子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係